

月1で学ぶ!
消費者の賢コツ

「セルフエステ」は クーリング・オフ 対象外



エステティシャンが施術を行う、いわゆるエステティックサロンでは、期間が1カ月を超え金額が5万円を超える場合、クーリング・オフができますが、歯のセルフホワイトニングなど、自身で機器などを使用するセルフエステは一般にクーリング・オフはできません。

例えば次のようなトラブルがあります。

事 例

- 「1カ月無料、無料期間中に解約可能」と言われて契約したが、無料期間内に解約を申し出たところ、事前に説明のなかった違約金を請求された。
- 回数券を契約後、長期的に通えるか不安になったのでクーリング・オフを申し出たが応じてもらえなかった。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



トラブル回避ポイント

- 「セルフエステ」は、一般にクーリング・オフできません。
- 「セルフエステ」は安価であることが多く、手軽に試しやすいですが、契約する際には契約期間や違約金の有無など、契約内容をよく確認しましょう。
- 継続できるかどうかや中途解約の可否も踏まえ、慎重に検討しましょう。
- 困ったときはすぐに消費生活センターなどに相談しましょう。

月1で学ぶ!
消費者の賢コツ

作業後に 高額請求する 害虫駆除トラブル



害虫や害獣が出て、事業者への依頼が本当に緊急に必要なものか冷静に考えましょう。例えば、次のようなトラブルがあります。

事 例

- 不安をあおられネズミ駆除を依頼したが作業内容が不十分なので解約したい。
- ハチに刺されて死ぬと言われ不安になり駆除依頼したが高額なので解約したい。
- ゴキブリ駆除の中断を求めても聞き入れてもらえず高額料金を請求された。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



トラブル回避ポイント

- 極端に安い価格を表示するサイトや広告には注意しましょう。
- 複数見積もりを取って比較・検討する時間を与えない事業者とは契約しないようにしましょう。
- 料金や作業内容に納得できない場合は、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いは避けましょう。
- クーリング・オフができる場合があります。少しでもおかしいと思ったら、**すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。**

月1で学ぶ!
消費者の賢コツ

温水洗浄便座は 電気製品です



ご自宅の温水洗浄便座は、故障していたり、リコール製品ではありませんか。例えば、次のような事故があります。

予想される事故

- 製品や便座コード、コンセント部から火が出る。
- 誤動作し、熱いお湯が出る。
- 長時間着座して低温火傷する。
- 漏電し、感電する。
- 水漏れが継続し、階下へ漏水する。

トラブル回避ポイント

- 温水洗浄便座だけではなく、ワイヤレスモバイルバッテリー、ポータブル電源、ワイヤレスイヤホンについても電化製品です。消費者庁のリコール情報サイトなどを利用し、お使いの製品の安全情報を確認しましょう。リコール対象製品である場合は、すぐに使用を中止し、メーカーや販売店などの事業者に連絡してください。
- 消費者庁のリコール情報メールサービスに登録するほか、メーカーの所有者登録サービスに登録できる場合があります。このサービスでは、リコールなどの安全情報を受け取ることができます。
- 困ったときは、消費生活センターなどにご相談ください。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



▲消費者庁
リコール
情報サイト



▲消費者庁
リコール情報
メールサービス

月1で学ぶ!
消費者の賢コツ



高齢者と見守る人の 消費者トラブル

高齢者の消費者トラブルの未然防止や早期発見のために、高齢者と高齢者を見守る人に向けて、気を付けてほしい消費者トラブルをご紹介します。

トラブルについて

架空請求

身に覚えのない請求をされた場合、慌てて相手に連絡をしたりお金を支払ったりしないようにしましょう。

送り付け商法

注文していないのに一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分可能です。金銭の支払い義務はありません。

不要なリフォーム・点検商法

「補助金と保険金が受給できると勧誘されて屋根工事の契約をしたが虚偽だった」という相談もあります。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



トラブル回避ポイント

- 家族や周りの人が日頃から本人の様子を見守り、変化にいち早く気づくことが大切です。不審な電話や訪問への対応は事前に話し合っておきましょう。
- 何か困ったときは早めに消費生活センターなどにご相談ください。
- 消費生活センターには家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員も相談できます。

月1で学ぶ!
消費者の賢コッ

蛍光灯からLEDへ 交換を迫る業者と 製品の事故に注意

蛍光灯は、2027年末までに製造および輸出入が段階的に廃止されます。このことを背景にLED照明への切り替えを迫られた、というトラブルがあります。

事 例

「蛍光灯からLED照明に切り替えることが義務化されている。調査に入りたい。」
と言われた。



● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

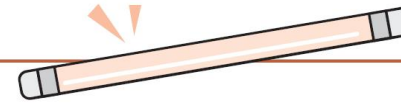
● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



トラブル回避ポイント



- 蛍光灯は、在庫がある限り流通し、2028年以降も使用できます。しかし、蛍光灯の流通はいずれなくなるため、蛍光灯は計画的にLED照明に切り替えるようにしましょう。
- LED照明の交換はご自身でできるものと専門業者による工事が必要なものがあります。LED照明への交換について不明なことがあれば家電量販店や電気工事店などの専門業者に問い合わせましょう。
- 蛍光灯の製造などの廃止を理由に、電話や訪問でLED交換や無料点検を持ちかけられても、安易に応じないようにしましょう。点検を受けてもその場では契約はせず、十分に比較・検討しましょう。
- 困った時は、消費生活センターなどに相談しましょう。

月1で学ぶ!
消費者の賢コッ

後払い決済サービス 利用時も契約条件 などよく確認を



後払い決済サービスは商品が手元に届いた後で支払うことに加え、クレジットカード番号などを販売業者に伝えずに決済できるため、気軽に利用できる決済手段です。しかし、後払い決済サービスが利用されたトラブルがあります。

事 例

- 解約後にも後払い決済サービスで請求が続いた。
- 自動車教習所で契約を断ったのに後払い決済サービスで教習料金を請求された。
- 購入した覚えのない商品代金について後払い決済サービスで突然請求された。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



トラブル回避ポイント

- 後払い決済サービスの利用時に限らず、契約前には表示や料金明細、契約期間、購入回数、返品・解約方法、定期解約条件などを確認しましょう。
- 申し込み画面やショップのURL、アドレスなどのスクリーンショットを撮りましょう。
- 販売業者とのやり取りの記録を残しましょう。
- 販売業者とトラブルになった場合は、後払い決済サービス事業者にも連絡しましょう。
- 困った時は消費生活センターなどにご相談ください。

月1で学ぶ!
消費者の賢コツ

高額なマネジメント 契約トラブルに 注意



芸能人になるためオーディションを受けに行ったところ、高額なマネジメントなどの契約を結ばされたなどのトラブルがあります。

事 例

- 声優のアルバイトをするつもりが、出演にはレッスン料が必要と迫られた。
- 仕事をもらうために業務提携契約をし、解約を申し出たら高額な解約料を請求された。

- 渋川市消費生活センター ☎22-2325
月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)
- 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



トラブル回避ポイント

- 支払った費用は後で回収できるなどと言われて契約しても、実際にはきちんとしたレッスンが受けられなかったり仕事を紹介してもらえなかったりするなどのトラブルもあります。その場では契約せず、具体的な活動内容やサポート体制、さらなる費用負担の有無、解約条件など契約内容をよく確認しましょう。
- クレジット契約や借金をしてでも契約するよう勧めてくる事業者もあります。契約しても必ず仕事や報酬につながるとは限りません。家族や周囲の人に相談するなど慎重な判断を心がけましょう。
- 少しでも不安に思ったら、**すぐに消費生活センターなどにご相談ください。**

月1で学ぶ!
消費者の賢コツ

レスキュー依頼 慎重に



トイレ修理、水漏れ修理、鍵の修理、害虫駆除などの、いわゆる「暮らしのレスキューサービス」は、専門的な技術や知識がない消費者が困ったときの手助けとなるサービスですが、中には悪質な事業者も散見され、料金や作業内容などで事業者とトラブルになることがあります。

事 例

- トイレ修理で「390円から」のネット広告をみて依頼したら55万円の請求を受けた。
- 鍵の解錠で高額請求され「個人情報を知っている」と脅されてその場で支払ってしまった。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



トラブル回避ポイント

- 突然のことに焦ってネット検索で表示される業者に連絡することで生じる傾向が高くなっています。
- 広告の表示や電話で説明された料金をうのみにせず、契約する場合は、複数社からの見積もりを取り、サービス内容や料金を十分に検討しましょう。日頃から信頼できる業者を探しておくなど情報収集をしておきましょう。
- もし契約してしまった場合でも、クーリング・オフが出来る場合もあります。迷ったときは消費生活センターなどに相談しましょう。

月1で学ぶ!
消費者の賢コツ

もしものときに慌てない ように 葬儀サービスの トラブル



広告を見て価格が手ごろなので、ある葬儀社に依頼したが、オプションなどを付けられ、結局高額となり納得できないというトラブルがあります。

事 例

- 義父が急死し、慌てて選んだ葬儀社から希望とは異なる契約を強く勧められた。
- 葬儀の見積書がもらえず、請求も高額だと思う。
- 追加サービスを了承したら請求額が高額である。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

(月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く))

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



トラブル回避ポイント

- 葬儀は規模によっては数百万円と高額になるにもかかわらず、検討や準備のための時間がありません。そのため事前の情報収集が大切です。事前相談なども利用し、あらかじめ希望するおおまかな内容を決め、依頼する葬儀社を見つけおくと落ち着いて準備することができます。
- 広告に表示された料金でサービスを受けられるとは限りません。葬儀社との打ち合わせは複数人で受け、見積書をよく見て、不明な点は確認しましょう。
- 葬儀はクーリング・オフ適用外です。
- 困ったときは、消費生活センターなどにご相談ください。

月1で学ぶ!
消費者の賢コッ

利用明細は必ず確認! 意図せぬリボ払い に注意



リボルビング払い(リボ払い)は、支払いが長期化し手数料がかさむことがあります。カードの不正利用に早く気付くためにも利用明細の確認は必ず行いましょう。例えば、次のようなトラブルがあります。

事 例

- 解約したクレジットカードの請求が来るので不審に思い、カード会社に尋ねると「リボ払いになっており、支払う必要がある」と言われた。知らずにリボ払いになっていたことに納得がいかない。

- 渋川市消費生活センター** ☎22-2325
月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)
- 群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶



トラブル回避ポイント

- リボ専用カードや自動リボ設定されているカードは、利用の際に「一括払い」と告げても自動的にリボ払いになります。カード申し込みの際は、よく確認しましょう。
- 利用明細を確認することで、意図せずリボ払いになっていたことに早く気づけます。利用明細は必ず毎月確認し、不明な点があれば、すぐにカード会社に連絡しましょう。
- トラブルになった場合や不安がある場合は、消費生活センターなどに相談しましょう。

月1で学ぶ!
消費者の賢コツ

勧誘を断る勇氣も 必要です



訪問販売や電話勧誘販売によるトラブルが依然として後を絶ちません。例えば、次のようなトラブルがあります。

事 例

- 「無料点検する」と訪問してきた事業者から屋根の傷みを指摘され、その場で85万円の工事契約をした。傷んだ所の画像が本当に家のものか疑わしく思え解約したい。
- 携帯電話補償サービスの電話勧誘で、携帯電話会社だと思って契約をしてしまった。契約を取り消したい。

- 渋川市消費生活センター** ☎22-2325
月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)
- 群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶



トラブル回避ポイント

- 突然の電話や訪問で「無料点検」などと勧誘してくる業者に、安易に応じないようにしましょう。点検などを依頼したい場合は、契約先の会社やメーカーなどに自分で連絡しましょう。無料点検の場合、点検は無料でも点検後に高額契約をさせられることがほとんどです。強引な勧誘があれば退去を求める、電話なら断って切る勇氣も必要です。
- もし契約をしてしまっても、クーリング・オフができる場合があります。
- 困ったときは、消費生活センターなどに相談しましょう。

月1で学ぶ!
消費者の賢コツ

医薬品 ネット通販 による定期購入に 注意



一般用医薬品についても、低価格を強調する広告の場合、注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう。例えば、次のようなトラブルがあります。

事 例

- 医薬品を購入したら5回の定期購入だった。低価格で購入するつもりが高額な購入になった。
- 医師から使用しないと言われたのに、定期購入契約を理由に返品、解約できない。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



トラブル回避ポイント

- 販売サイトに法令に基づく表示事項が記載されているか確認しましょう。
- 定期購入になっていないかなど、広告表示や購入画面の記載内容をよく確認しましょう。
- 購入前に、その医薬品を使用する必要があるか、定期購入する必要があるか、確認しましょう。
- 体調に異常を感じたらすぐに使用を中止しましょう。
- 困ったときは、消費生活センターなどに相談しましょう。

令和7年度も、さまざまな消費生活に関する情報を紹介してきました。今後も消費生活の相談体制充実を維持するとともに、啓発活動を推進し、消費者行政の強化に取り組んでいきます。